

返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃

①高等学校等就学支援金

(年収約910万円未満世帯)

及び

②高校生等臨時支援金

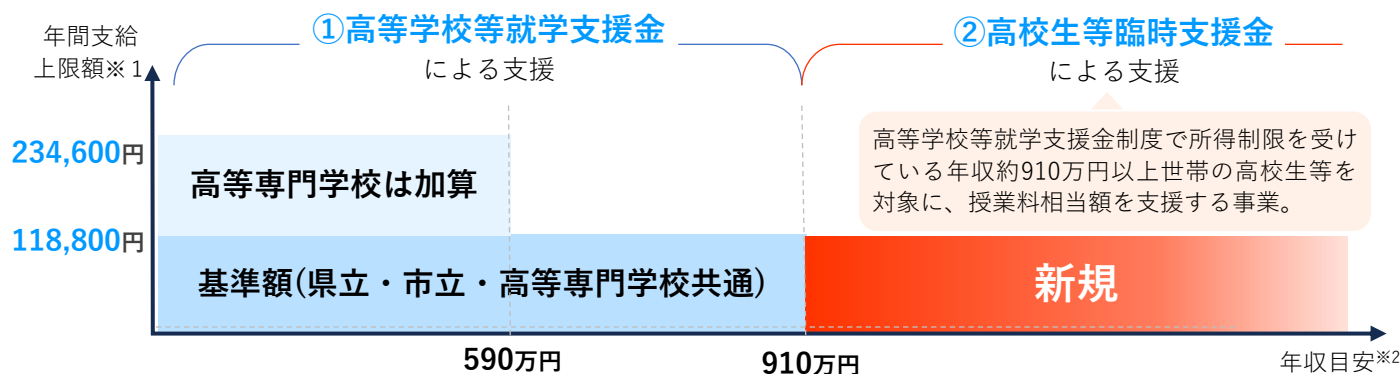
(年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。



支援の希望に関わらず、**全生徒が申請手続きを行う必要があります。**

支給額のイメージ



※1 年間支給上限額は、兵庫県立高校の場合、全日制：118,800円、定時制：32,400円、通信制：上限単位数×310円です。
全日制・定時制高校は、支給上限額が授業料額と同額のため、いずれかの制度で認定された場合、授業料をお支払いいただく必要はありません。

通信制の上限単位数は、高等学校等就学支援金：年間30単位、高校生等臨時支援金：18単位です。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の年収目安です。



兵庫県では、就学支援金及び臨時支援金の認定までの間、授業料の徴収を猶予します。
就学支援金又は臨時支援金が認定されれば、授業料をお支払いいただく必要はありません。

①高等学校等就学支援金の対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

計算式

市町村民税の課税標準額

× 6%

市町村民税の調整控除の額※

※ 政令指定都市の場合は、3/4を乗じて計算します。

上記による算出額

算出額

304,200円未満

支給額

118,800円

※ 全日制の場合。
定時制の場合は32,400円
通信制は310円×単位数(最大30単位)

算出額

上記のうち
154,500円未満

支給額

234,600円

※ 高等専門学校の場合。

②高校生等臨時支援金について

令和7年度は、返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がり、高等学校等就学支援金に申請した結果、**年収約910万円以上世帯のため不認定と判定された場合**に、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。

支給額

県立・市立・高等専門学校共通の
いわゆる基準額である
年額 11万8,800円※

※ 全日制の場合。
定時制の場合は32,400円
通信制は310円×単位数(最大18単位)

お申し込みについて



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、**兵庫県オンライン申請システム**から申請手続きを行ってください。

※オンラインでの申請ができない場合は、学校事務室へご相談ください。

※ 申請は、高等学校等就学支援金と高校生等臨時支援金の申請を兼ねるため、**1度に行うことができます**。

※ 高校生等臨時支援金は、**高等学校等就学支援金**の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

	高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金の申請を 希望する	高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金の申請を 希望しない
申請に必要なもの	オンライン申請システムログインID・PW通知書と以下のいずれか ・個人番号カード ※ ・個人番号通知カード ※ ・課税証明書等 ※個人番号提出済の場合、不要なケースあり	オンライン申請システムログインID・PW通知書
申請手続き	1.ログインー【申請・変更手続き】 <就学支援金> 受給資格認定申請（2回目以降）／収入状況届出 2.生徒情報、学校情報入力 3.保護者等情報入力 4.申請情報入力 5.収入情報入力 ※ 6.申請確認・連絡先入力 7.申請完了	1.ログインー【申請・変更手続き】 <就学支援金> 受給資格認定申請（2回目以降）／収入状況届出 2.生徒情報、学校情報入力 3.保護者等情報入力 4.申請情報入力 5.申請確認・連絡先入力 6.申請完了

※収入情報入力方法

①個人番号カードを使用して自己情報を登録する

個人番号カードを使用し、国が提供するマイナポータルアプリから自己の収入情報等を取得し、提出。

※個人番号カードを所持していない場合や、税の申告をしていない場合は利用不可

②個人番号を入力する

個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等をもとに個人番号を入力し、提出。

※以前に個人番号提出済の場合、再度の個人番号提出(入力)は原則不要

※税の申告状況・主たる生計維持者の収入状況により、後日課税証明書等の提出をお願いする場合があります。

③所得確認書類（課税証明書等）を画像添付にて提出する

課税証明書・生活扶助受給証明書等の所得確認書類を、スマートフォンのカメラで撮影するなどして画像化し、提出。

※所得確認書類は市町村役場で発行を受けてください。

※課税証明書で市町村民税の調整控除の額が確認できない場合、別紙様式「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」による証明(発行)を受けてください。

※「特別徴収税額の決定・変更通知書」、「源泉徴収票」、「納税通知書」は使用できません。

※原則保護者等全員分の提出が必要ですが、片方の保護者分の提出を省略できる場合があります（別紙計算シート参照）。

※課税証明書等は、申請の都度提出する必要があります。

④所得確認書類をシステム外で学校へ提出する

課税証明書等を画像化できない場合など、紙書類で学校へ提出



・高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、国から県に対して支給され、**申請者への現金支給はありません**。

・授業料以外の**諸会費については別途お支払いいただく必要があります**。

・保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が0円の場合、授業料以外の教育費を支援する**高校生等奨学給付金制度があります**。